職種別
民間給与
実態調査 への御協力をお願いします！

政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

・本調査は、統計法に基づく政府統計（一般統計調査）です。

・国家公務員の給与制度を所管する人事院と、地方公共団体の人事委員会が分担し、実施しています。調査員は全員公務員です。

・本調査の結果は、例年８月に国会及び内閣に対し行われている**人事院勧告**並びに地方公共団体の人事委員会勧告の基礎資料として活用されます。

公務員の給与は、**本調査で得られた民間企業の方の給与額等を基に決定**されます

―― よくあるご質問 ――

具体的に何を調査するのでしょうか	調査はどのように進めるのでしょうか	調査対象となる事業所はどのように選ばれているのですか
個人別の４月の給与額、役職、年齢、最終学歴などをお伺いします。（個人名は不要です）	事業所への訪問やテレビ会議システムの利用などにより、調査員が調査を実施いたします。 具体的な調査方法は、調査員からご相談させていただきます。	全国の企業規模１００人以上で、かつ事業所規模５０人以上の事業所を、地域、産業、企業規模等でグループ分けし、各グループから調査事業所を無作為に抽出しています。

人事院

調査担当　人事院 給与局 給与第一課 調査第一班

電話　03-3581-4023（直通）　メール：minchou@jinji.go.jp

人事院勧告について
URL:https://www.jinji.go.jp/seisaku/kankoku.html

人事院勧告　検索